

A TIAA Company

ヌビーン議決権行使に係る利益相反管理の概要

ヌビーン・ジャパン株式会社、ヌビーン・エルエルシーおよびその傘下にある投資関連会社(ヌビーン・アセット・マネジメント・エルエルシー、ティーチャーズ・アドバイザーズ・エルエルシー、TIAA-CREF インベストメント・マネジメント・エルエルシー(一括して、以下「アドバイザー」といいます。)、およびウィンズロウ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー(Winslow))(総称して、以下「当社」といいます。)は、「責任ある機関投資家の諸原則」(以下「スチュワードシップ・コード」といいます。)の趣旨に賛同しています。当社は、金融庁が公表し、2025年6月25日に改定された日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明します。

アドバイザー

重大な潜在的利益相反とみなされる可能性のある委任状がポートフォリオの投資先企業によって発行され、アドバイザーの議決権行使の指図が会社経営陣を支持し、これが当社の議決権行使ガイドラインに反しまたはガイドラインに基づき個別の検討が必要とされる場合、アドバイザーの議決権行使の推奨は、重大な潜在的利益相反が存在するかどうかを判断する確立された基準を用いて評価されます。

重大な潜在的利益相反が存在すると判断された場合、議決権行使の指示は、議決権行使助言業者のベンチマーク方針に基づき、独立した第三者議決権行使助言業者の推奨を原則的に採用します。アドバイザーが議決権行使助言業者のベンチマーク推奨に反して議決権を行使することに正当な理由があると判断する場合、当該要請は、推奨の根拠が実在する利益相反との関係で明確かつ合理的であるかを決定するために、議決権行使委員会にエスカレーションされます。過半数の投票が必要となります。

Winslow

Winslow は、投資哲学、受託者責任、および顧客ガイドラインに従って、独自の独立した投資および議決権の裁量権を行使します。Winslow は、利益相反の場合を除き、独立の第三者議決権行使助言業者の議決権行使の推奨に同意しない場合において議決権行使を覆すことができ、議決権が提出期限以前に行使されるまで、議決権行使を見直し修正する権限を常に有します。Winslow が明白な利益相反を有する場合、または外観上の利益相反が存在する場合(Winslow が助言またはその他のサービスの対価として会社から手数料を受け取ると同時に、Winslow が当該会社の株式に投資を行う場合等)、Winslow は、独立の第三者議決権行使助言業者の議決権行使推奨に従います。